

中国地方における地域防災力の向上について

Local disaster prevention development in the Chugoku region

常松 宏 Hiroshi TSUNEMATSU (国土交通省中国地方整備局防災対策官)



地域の防災力の向上のために、事業継続計画策定支援など様々な機関で取り組みがなされているが、その中でも大規模災害発生時の地域の災害対応において、初動時の土砂・ガレキの撤去作業など地域建設業の果たす役割は大きい。災害時の応急対応に参加する地域建設業が災害時においても事業を継続し、かつ、被害を最小限に食い止め、拡大を防ぐためには行政と連携し、迅速な対応を行う必要がある。その為には、災害対応に必要な人員・資材を割ける体制を確保する必要がある。ここでは、地域建設業が事業を継続するための計画（地域建設業事業継続計画；地域建設業 BCP）の取り組みについて紹介する。

キーワード：地域建設業，業務継続計画

(IGC：A03，A09)

1. 地域防災力の向上

中国地方整備局の実施する災害対応は、地域建設業と災害協力協定等を締結し、連携・協力しながら行われる。

災害対応において、被災時の応急対応にその地域で活動している地域建設業ができるだけ早く、より多くの業者が参加できるようにすることが重要である。

地域建設業が、災害時に応急対応に参加するためには、応急対応に人員・資材を派遣するために必要な最低限の企業活動を継続する能力、「基礎的な事業継続能力」を持っている必要がある。この、「基礎的な事業継続能力」を確保するためには「災害時に、地域建設業が被災した場合でも、従業員を守り、会社を存続させるために、事前に災害時に必要となる業務内容を整理し、対応方針を策定した地域建設業の連携をまとめた」事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を作成し、活用することが有効な手法となる。

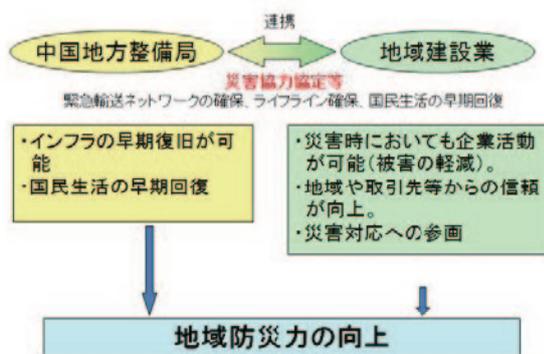


図-1 中国地方整備局と事業継続計画（BCP）

図-1 に示しているのは、中国地方整備局と事業継続計画（BCP）を策定した地域建設業との連携を示した図

である。中国地方整備局は、自らの業務を継続するとともに、事業継続計画を策定した地域建設業と協力することにより、インフラの早期復旧・国民生活の早期復旧が可能となる。地域建設業は、事業継続計画を策定し活用することで、災害時においても企業活動の継続が可能になり、地域や取引先等からの信頼が向上し、災害対応への迅速な参画に繋がることにより、全体として、地域防災力の向上につながる事が期待される。

2. 業務継続計画（事業継続計画）とは

事業継続計画（業務継続計画）とは、内閣府の定義¹⁾によれば「企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することが望まれている。また、事業継続は企業自らにとっても、重要業務中断に伴う顧客の他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守る経営レベルの戦略的課題と位置づけられる。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画」と呼び、内容としては、バックアップのシステムやオフィスの確保、即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。」とされている。

図-2 は、事業継続計画の概念図である。この図に記載されている「許容限界以上のレベルで事業を継続させる」、「許容される期間内に操業度を復旧させる」という2点を実現することが、事業継続計画の目標になる。

事業継続計画は以下のような特徴をもっている。

- (1) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、優先的に実施又は継続すべき重要業務を絞り込む。
- (2) 重要業務のそれぞれについて実施、稼動、復旧などの目標時間を設定する。

- (3) 重要業務の実施または継続に不可欠で、再調達や復旧に時間や手間がかかり、実施又は復旧の制約となりにかえない重要な要素・資源（ボトルネック）を洗い出し、従業員が各自の役割分担を確認しそれらに重点的に対処する。
- (4) 常に最新の企業の実態や情報を反映するようにするため、継続計画の定期的な更新、経営層による見直しなどを行う。

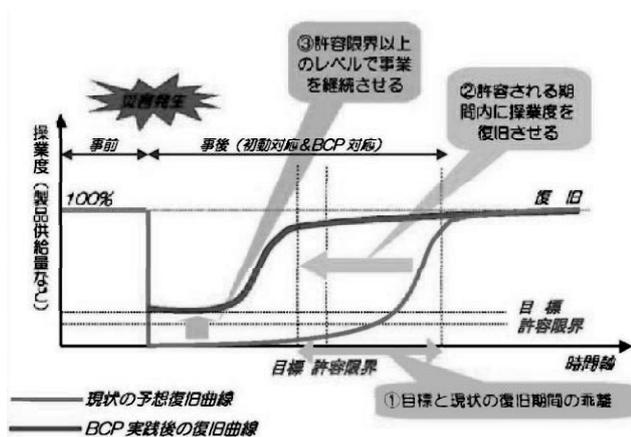


図-2 事業継続計画（BCP）事業継続計画の概念¹⁾

3. 地域建設業の事業継続計画

地域建設業においても、事業継続計画の必要性は高まっている。中国地方においても、南海トラフの巨大地震や日本海側の津波地震などの大規模災害によって、地域建設業が大きな被害を受け、災害対応に支障がでる可能性はあり、大規模災害時にも地域建設業が事業を継続するために、より多くの地域建設業が事業継続計画を作成・活用するように促す必要がある。

地域建設業の事業継続計画については、東日本大震災の発生直後において、多くの企業で発動され、その効果が実証されている。

たとえば、仙台市の建設会社では、①従業員を守る、②企業を存続させる、①、②の結果として、③地域の活力を守る。の3つを目的として事業継続計画を策定し、事前に設定していた目標時間を全て達成し、被災翌日には区からの要請に対して、応急対応や現地調査に参加することができている²⁾。

中国地方整備局では、地域建設業の事業継続計画策定の支援策として、「中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)認定制度」を立ち上げ、平成25年2月に第1回の認定を行い、76社に対して認定証を交付、昨年度も2回の募集を行い、現在139社に認定書を交付している。今年度も2回の公募を予定している。

本制度は、中国地方整備局における当該年度の「一般土木工事」及び「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対

象とし、有識者および中国地方整備局の職員が参加する「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」および認定基準に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、中国地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、2年間の有効期限をもつ認定証を交付するものである。

認定する上で、確認した項目は表-1のとおりである。中国地方整備局として求める項目は、通常の実業継続計画で策定する範囲よりも内容を限定している。

具体的には、通常の実業継続計画が災害直後の対応だけでなく、通常業務の再開までを含んだ計画であるのに対し、本認定制度では、災害直後から災害対応に出動するまでを対象とした。

下記の表-1の項目について、個別に説明していく。

表-1 確認項目と確認内容

確認項目	確認内容
A 計画策定の意義と検討体制	A-1 計画策定の意義・目的、検討体制
	A-2 周知方法
B 重要業務の選定と目標時間の把握	B-1 受ける被害の想定
	B-2 重要業務の選定
	B-3 目標時間の把握
C 災害時の対応体制	C-1 社員及び家族の安否確認方法
	C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制
	C-3 費用のさほどかからない対策
D 対応拠点の確保	D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保
E 情報発信・情報共有	E-1 発災直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識
F 人員と資機材の調達	F-1 自社で確保している資源の認識
	F-2 自社外からの調達についての連絡先の認識
G 訓練計画と定期点検計画	G-1 訓練計画
	G-2 定期点検計画
H 訓練計画と定期点検計画の実施（2回目以降の申請の場合必須）	H-1 訓練計画の実施状況
	H-2 定期点検計画の実施状況
	H-3 事業継続計画の改訂履歴

- (A) 「計画策定の意義と検討体制」では、経営陣が事業継続計画の策定に関与し、社員や協力者に対して、計画策定の意義・目的を説明する体制が整っているかどうか記載する。
- (B) 「重要業務の選定と目標時間の把握」は、想定した災害で自社がどのような被害を受けるか、被害を受けたことで、使用できる人員・資材が制限されても、継続させるか中断しても早期に再開する必要がある業務（重要業務）を選定し、各重要業務を再開する目標となる時間（目標時間）について、的確に設定されているかどうかを記載する。重要業務の中でも基本となる「自社職員の安否確認」「施工中の現場の被害状況の確認」「重要取引先に対する連絡と調整」「災害協定業務、その他の応急・復旧業務」の4つについては、特に重要な項目である。
- (C) 「災害時の対応体制」は、安否確認、連絡表、事業継続計画の発動基準、対応拠点、指揮命令系統、バックアップなどの、事業継続において体制を立ち上げるために必要な情報や拠点についての状況を記載する。
- (D) 「対応拠点の確保」は、事業継続の拠点と拠点発災時の代替拠点の計画について記載する。
- (E) 「情報発信・情報共有」は、災害直後に連絡をとるべき相手の整理状況を記載する。

- (F)「人員と資機材の調達」は、自社の保有する人員の把握状況と資材等を他社から調達する場合の連絡先の整備状況について記載する。
- (G)「訓練計画と定期点検計画」は、事業継続計画を有効に実行するための訓練や日々変化する自社を取り巻く環境に対応するための定期点検の計画を記載する。
- (H)「訓練計画と定期点検計画の実施」は、「訓練計画と定期点検計画」で立てた計画が実際に実行されているかどうかを記載する。

本制度の認定期間は2年であるが、最後の「訓練計画と定期点検計画の実施」において、前回の認定から2年間の訓練の実施状況と定期点検の実施状況について確認するため、認定のためには毎年継続的な取り組みが必要になる。

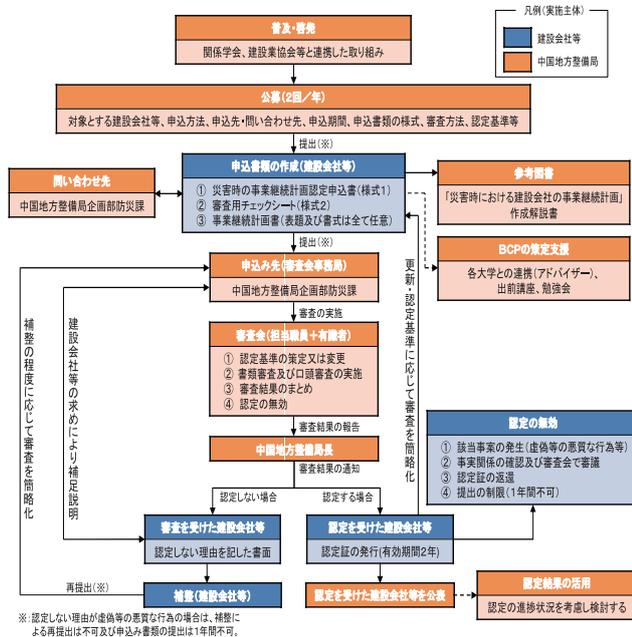


図-3 地域建設業 BCP 認定のフロー

図-3が、「中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)認定制度」の認定フローである。大きな作業の流れとしては、年2回の公募に対して申請者が提出してきた事業継続計画に対し、書類審査および口頭審査で、記載内容と記載内容に対する虚偽記載の有無、書類の不備に対する是正の必要性の確認、チェックシート未記入箇所を理由を確認するなどして、要件を満たしているかどうか確認する。

認定にあたっては、有識者および中国地方整備局の職員が参加する「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」の中で、審査した上で、認定する。特に今年度は、平成24年度に認定を受けた会社の初めての更新の年で有り、認定期間中に計画の見直しや訓練の実施が当初通り実施されているか、などがポイントとなる。

本制度の目的が、地域建設業が基礎的な事業継続能力を獲得し、地域防災力の向上に繋げることにあるため、口頭審査等では、理解が不足している内容・実効性に不安が残る内容について指摘を行っている。

中国地方整備局の最終的な目標としては、地域防災力の向上を謳ってはいるが、各社が事業継続計画を策定する本来の目的は、大規模災害発生時においても地域建設業を営む各社が事業を継続し、事業継続の一環としての防災業務へ参加することである。このことを経営陣を含めて社員が各自の役割を認識し、理解した上で検討体制を敷き、会社として計画を運営することが求められる。

今後も、より多くの地域建設業が事業継続計画を作成するように、幅広く周知を続けるとともに、作成解説書等については、よくある質問に対して内容に修正を加えより分かりやすくするとともに、平成25年度の公募にあたって、作成解説書QAを作成し、実施要領・作成解説書などと一緒に中国地方整備局のホームページ³⁾上に掲載している(図-4参照)。

この作成解説書QAには、事業継続計画を作成する上で、作成者が疑問に思うことや注意点をQ&A形式で解説している。



図-4 中国地方整備局の「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度」のページ³⁾

4. まとめ

中国地方整備局では、地域防災力の向上のため、中国地方整備局自身の業務継続計画により、大規模災害時に優先して取り組む重要業務を明らかにするとともに、本局が被災した場合でも、業務を継続できるような体制を確保するべく取り組みを進めている。

一方で、地域建設業に対しても、事業継続計画の認定制度を通じて、事業継続計画の策定と認定の更新を通じたレベルアップを促していく予定である。

今後は、地方整備局と地域建設業の双方が参加して、事業継続計画の実効性を確認するための訓練を実施する必要もあると考えられる。

参考文献

- 1) 内閣府：事業継続ガイドライン第二版. (平成 21 年 11 月)
- 2) 新建新聞社：リスク対策.com2011/05
- 3) 中国地方整備局：中国地方整備局 HP (中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度) ;
<http://www.cgr.mlit.go.jp/chisei/kensetsuBCP.htm>
平成 26 年 10 月

(2014 年 10 月 8 日 受付)